

## 五所川原市国際認証制度取得推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、GLOBAL G. A. P. (以下「GAP」という。) 認証取得に取り組み、習得した知識や技術が他の農業者、農業協同組合及び農林業関連機関に対してよい波及効果をもたらすことにより、地域の将来を担う意欲的な農業者の育成及び地域農林業のレベルアップを図るため、GAP認証取得に取り組んだ経営体等に対して、五所川原市国際認証制度取得推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則(平成17年五所川原市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「経営体等」とは、市に住所を有する個人又は団体で、GAP認証制度を取得した農業者等をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金の対象となる費用は、GAP認証取得に要した費用のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) GAP審査に要した費用
- (2) GAP審査に係る環境整備に要した費用
- (3) 研修指導の受講等に要した費用
- (4) その他市長が必要と認めた費用

(補助金の交付要件)

第4条 市長は、GAP認証制度を取得した経営体等に対し、50万円を上限として、当該事業に要した費用の額を、予算の範囲内で補助金として交付するものとする。

2 前条各号に掲げる補助対象経費について、国、地方公共団体、その他団体から助成を受ける場合は、補助金の交付対象としないものとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、国際認証制度取得推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)、事業報告書(様式第2号)、収支精算書(様式第3号)及び農業者等名簿(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金交付額確定通知書により通知を受けた者は、すみやかに国際認証制度取得推進事業費補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。